

施策27 バリアフリーのまちづくりをすすめます

現状と課題

現状

- ・誰もが安全で快適に施設や公共交通機関を利用できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）や福祉都市環境整備指針に基づき、バリアフリー化を推進しています。
- ・すべての国民が障害の有無によって分けへだてられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目的とする、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成25年6月に公布され、平成28年4月に施行されます。
- ・平成25年度にノンステップバスの導入率は、98.4%となりました。
- ・地下鉄駅におけるエレベーターによる移動ルートの整備や可動式ホーム柵の整備など、市バス・地下鉄のバリアフリー化を推進しています。

課題

- ・高齢者や障害者、子どもを連れた人など、幅広い視点から利用しやすい施設や道路、公共交通機関の整備をさらにすすめることが必要です。
- ・バリアフリーのまちづくりをすすめるためには、ハード面の整備だけではなく、市民一人ひとりの意識のバリアフリーを推進することが必要です。その中でも、障害者差別解消法に基づき、障害者に対する不当な差別的取り扱いの禁止と社会的障壁を取り除くことについて必要な合理的配慮を行うことが求められています。

● ノンステップバスでの乗り込みの様子



● 可動式ホーム柵



めざす姿

高齢者や障害者など、誰もが安全・快適で気軽に外出でき、社会活動に参加できる

施策の展開

1 施設、道路のバリアフリー化の推進

福祉都市環境整備指針の普及につとめ、障害者差別解消法の合理的配慮の実施という趣旨もふまえて、施設や道路のバリアフリー化を促進します。また、バリアフリー法に基づく重点整備地区においてすべての人が安全で快適に移動できるよう、整備をすすめます。

2 公共交通機関のバリアフリー化の推進

鉄道駅のバリアフリー化をすすめるほか、すべての人が利用しやすい市バスや地下鉄車両の導入や、地下鉄駅の安全性・利便性の一層の向上に取り組みます。

3 意識のバリアフリーの推進

高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出をする時などに、周囲の人の理解や手助けが得られるよう広報・啓発を実施し、意識のバリアフリーの推進につとめます。特に、障害者に関しては、障害者差別解消法に基づく障害者理解のための広報啓発に取り組みます。

成果指標

| | 指標 | 現状値 | 目標値 30年度 | 目標値 40年度 |
|---|--|-----------------|-------------|-------------|
| 1 | 高齢者や障害者、子どもを連れた人などすべての人に使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合 | 37.4% (25年度) | 50% | 60% |
| 2 | 高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合 | 43.7% (25年度) | 50% | 60% |
| 3 | 地下鉄における可動式ホーム柵の設置駅数 | 23駅 (25年度) | 45駅 | 79駅以上 |

施策を推進する事業

1 施設、道路のバリアフリー化の推進

| 事業名 | 事業概要 | 現況 (25時点の状況) | 計画目標 [26~30の事業量等] | 所管局 |
|-------------------|--|----------------------|-------------------------|-------|
| 福祉都市環境整備の推進 | 高齢者をはじめ市民の誰もが安全で快適に生活しやすく活動しやすい都市環境を築いていくため、福祉都市環境整備指針に基づき、ハード・ソフト両面からの福祉的整備を推進 | 推進 | 推進 福祉都市環境整備指針の改定 | 健康福祉局 |
| 重点整備地区のバリアフリー化の推進 | バリアフリー法に基づく重点整備地区におけるバリアフリー基本構想に基づき、すべての人が安全で快適に移動できるよう、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場などの一体的整備を推進 | 推進 重点整備地区数 4地区 | 推進 事後検証や継続的な発展に向けた検討 | 健康福祉局 |

2 公共交通機関のバリアフリー化の推進

| 事業名 | 事業概要 | 現況 (25時点の状況) | 計画目標 [26~30の事業量等] | 所管局 |
|-------------------|--|---|--|-------|
| 民間鉄道駅舎のバリアフリー化の推進 | 高齢者や障害者が利用しやすい移動環境の整備をはかるため、バリアフリー法に基づく基本方針により、平成32年度までに1日当たりの利用者数3,000人以上の民間鉄道駅舎へエレベーターなどの設置を推進 | 推進 車いすルート確保駅舎数 累計38駅 (1日当たりの利用者数5,000人以上の駅舎) | 推進 段差解消のためのエレベーターや転落防止のための内方線 [*] 付き点状ブロックなどの設置 (1日当たりの利用者数3,000人以上の駅舎) | 健康福祉局 |
| 地下鉄車両の購入 | バリアフリー化や省エネルギー化のため、東山線と鶴舞線に新型地下鉄車両を導入 | 導入 東山線車両N1000 累計15編成 鶴舞線車両N3000 累計3編成 | 導入 東山線車両N1000 鶴舞線車両N3000 | 交通局 |

内方線：点状ブロックに沿って一本加わった線状の突起であり、その突起がある方向が安全なホームの内側を示すもので、視覚障害者のホームからの転落防止をはかるもの

| | | | | |
|-----------------|--|---|---|-----|
| 可動式ホーム柵の整備 | 地下鉄駅のホームからの転落防止対策として、東山線、名城・名港線で可動式ホーム柵を整備するとともに、対応する車両の購入・改造を実施 | 東山線 車両購入 累計11編成 車両改造 累計17編成 | 東山線 車両購入・改造の実施 ホーム柵整備完了 名城・名港線 車両改造の実施 | 交通局 |
| 地下鉄駅のバリアフリー化の推進 | 駅施設のバリアフリー化を推進するため、エレベーターの整備や券売機、階段、エスカレーターのさらなるバリアフリー整備を実施 | エレベーター整備 国際センター駅 整備完了 名古屋駅 整備 券売機の車いす対応 33駅 階段端部の識別化 71駅 エスカレーターの音声案内 21駅 | エレベーター整備 名古屋駅 整備完了 丸の内駅ほか 整備着手 券売機の車いす対応 階段端部の識別化 エスカレーターの音声案内 | 交通局 |
| ノンステップバスの導入 | バリアフリー化を推進するため、市バス車両の更新にあたっては、すべてアイドリング・ストップ付低公害ノンステップバスを導入 | 導入 アイドリング・ストップ付低公害ノンステップバス 2両 | 導入 アイドリング・ストップ付低公害ノンステップバス | 交通局 |

3 意識のバリアフリーの推進

| 事業名 | 事業概要 | 現況 (25時点の状況) | 計画目標 [26~30の事業量等] | 所管局 |
|---------------|--|-----------------|-------------------------|-------|
| 障害者理解のための広報啓発 | 障害者に対する正しい認識の向上をはかることにより、意識のバリアフリーを推進するため、障害者と市民のつどいを開催するなど広く市民への啓発を実施 | 啓発事業の実施 | 障害者差別解消法の趣旨もふまえた啓発事業の実施 | 健康福祉局 |

施策28 良質な住まいづくりをすすめます

現状と課題

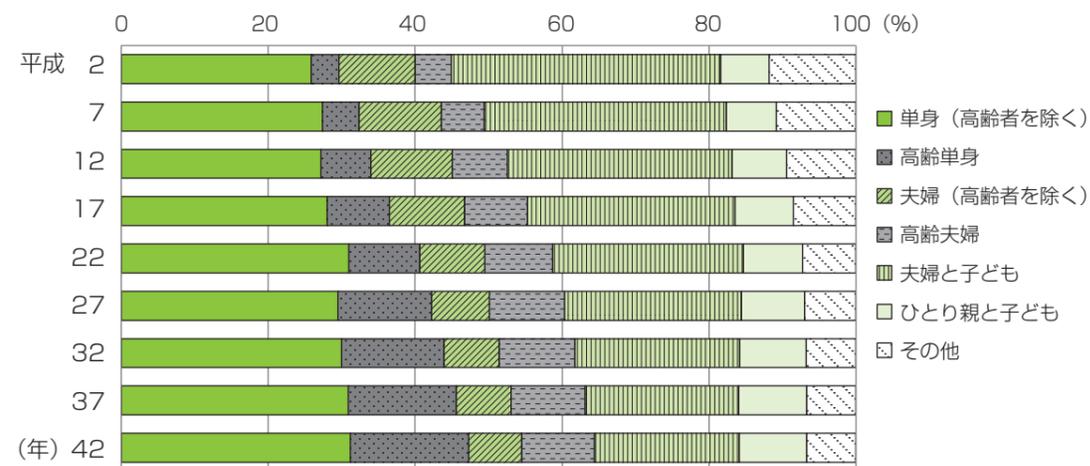
現状

- ・ 少子化・高齢化の進行や、仕事、結婚、子育て、介護などに関する意識の変化により、単身世帯の増加など、家族形態が変化しています。
- ・ 家族形態の変化や平均所得の低下のほか、家族や親族による相互扶助の役割が低下し、住み続けることが困難になるなど、住宅に困窮する世帯が多様化しています。
- ・ 住宅の寿命は30年程度と短いことから、資源やエネルギー消費の面で地球環境への負荷が大きくなり、また住宅で生活する中でのエネルギー消費にともなうCO₂排出量は増加傾向にあります。

課題

- ・ 住まいに対するニーズは、年齢や家族構成、個々の価値観や生活スタイル等に応じて異なるため、ニーズや実態にあわせて多様な選択ができる住まいづくりが求められています。
- ・ さまざまな社会情勢の変化の中、所得の低い世帯や高齢者、障害者、子育て世帯などの方々が安心して暮らすために、住まいの確保に対する支援がますます重要になっています。
- ・ 地球環境に負荷をかけない低炭素な住まいづくりにつとめるとともに、今ある住宅をよりよく、より長く活用していくための適切な維持管理が重要になっています。

● 家族型別世帯数の推移と将来推計（高位推計）



平成27年以降は推定値

出典：名古屋市作成

めざす姿

市民が多様な居住ニーズに応じた良質な住まいで暮らしている

施策の展開

1 質の高い住まいづくりのための支援

住宅の長寿命化をはかるための新築住宅の質の確保や環境負荷の軽減、ライフスタイルやライフステージに応じた適切な住まいの確保に向けたバリアフリー化など、住まいの質の向上を支援し、良質な住宅ストックの形成をすすめます。

2 良質な住まいに安心して住み続けられるための支援

住まいをめぐるトラブルの未然防止や発生時の対応のほか、適切な維持管理やリフォーム、分譲マンションの適切な維持管理等を促すための情報提供や相談の実施などにより、良質な住まいに長く快適に住み続けられるよう支援します。

3 住まいの確保への支援

所得の低い世帯や高齢者、障害者、子育て世帯など住宅に困窮する世帯の生活の基盤となる住まいを確保するため、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の有効活用をすすめ、住宅セーフティネット機能の充実をはかります。

成果指標

| | 指標 | 現状値 | 目標値 30年度 | 目標値 40年度 |
|---|---------------------|-------------------|-------------|-------------|
| 1 | 住んでいる住宅に満足している市民の割合 | 68.5% (25年度) | 72% | 73% |
| 2 | 住まいに関する情報の提供件数 | 11,051件 (25年度) | 12,000件 | 14,500件 |
| 3 | 長期優良住宅*の認定件数（累計） | 11,693件 (25年度) | 24,000件 | 49,000件 |

関連する個別計画

- ◆ 住生活基本計画

長期優良住宅：長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が構造および設備について講じられた優良な住宅

施策を推進する事業

1 質の高い住まいづくりのための支援

| 事業名 | 事業概要 | 現況 (25時点の状況) | 計画目標 〔26～30の事業量等〕 | 所管局 |
|------------------|--|-----------------------|------------------------|-------|
| 市営住宅の建設 | 耐震性が確保され、バリアフリー化された良質な住宅ストックの形成をはかるため、老朽化した市営住宅の建替えを実施 | 市営住宅の建替え 242戸着工 | 市営住宅の建替え 〔1,700戸着工〕 | 住宅都市局 |
| 既設市営住宅へのエレベーター設置 | 入居者の高齢化等に対応し、良質な住宅ストックの形成をはかるため、既設市営住宅(階段室型)へのエレベーター設置を実施 | 設置完了 累計9棟 | 設置完了 累計13棟 | 住宅都市局 |
| 長期優良住宅の認定 | 住生活の向上および環境への負荷の低減をはかるため、長期にわたり良好な状態で使用できる長期優良住宅を認定する制度を実施 | 審査・認定の実施 累計11,693件 | 審査・認定の実施 累計24,000件 | 住宅都市局 |

2 良質な住まいに安心して住み続けられるための支援

| 事業名 | 事業概要 | 現況 (25時点の状況) | 計画目標 〔26～30の事業量等〕 | 所管局 |
|-----------------|---|----------------------------------|----------------------------------|-------|
| 住情報の提供、相談事業等の実施 | 専門機関等と連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居や分譲マンションの適切な維持管理などに関する情報の提供、住まいに関する一般的な相談業務を実施 | 実施 住まいに関する 情報提供 11,051件 | 実施 住まいに関する 情報提供 12,000件 | 住宅都市局 |

3 住まいの確保への支援

| 事業名 | 事業概要 | 現況 (25時点の状況) | 計画目標 〔26～30の事業量等〕 | 所管局 |
|------------------|--|--|--|-------|
| 市営住宅の維持管理 | 住宅セーフティネットの確保のため、住宅に困窮する低所得者などを対象とした市営住宅の適切な維持管理を実施するとともに、入居者の高齢化に対応するため孤立防止の取り組みを実施 | 維持管理の実施 | 維持管理の実施 ふれあい創出事業の実施 | 住宅都市局 |
| 定住促進住宅の維持管理 | 市内の中堅所得者層の定住促進と子育て支援のため、定住促進住宅の適正な維持管理を実施 | 維持管理の実施 | 維持管理の実施 | 住宅都市局 |
| 定住促進住宅における子育て支援 | 定住促進住宅公共型の子育て世帯の入居者に対する家賃の減額を実施 | 子育て支援減額 290戸 | 子育て支援減額 300戸 | 住宅都市局 |
| 高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成 | 高齢者が安心・快適に暮らすことができる居住環境の整備を促進するため、高齢者向け優良賃貸住宅の認定、建設費や入居者の家賃に対する助成を実施 | 供給計画の認定 累計765戸 建設費補助 累計480戸 家賃減額補助 505戸 | 供給計画の認定 累計1,265戸 建設費補助 累計1,007戸 家賃減額補助 912戸 | 住宅都市局 |

施策29 市民・事業者の環境に配慮した活動を促します

現状と課題

現状

- ・本市では、市民・事業者と行政などが協働し、ごみの減量や生物多様性の保全など環境に配慮した活動に取り組んでいます。
- ・4割以上の市民が、環境問題を解決するために自らが行動することが必要と強く思っています。
- ・エコ事業所認定制度*による認定数が年々増加しているなど、環境に配慮した取り組みを行っている事業者が増加しています。
- ・市民、事業者、教育機関、行政がそれぞれの立場で環境に配慮した活動に取り組むとともに、知識や経験、問題意識を持ち寄って学びあうネットワークづくりをすすめています。

課題

- ・ごみ減量で培った「協働」の力を生かし、より多くの人に環境に配慮した活動を促す必要があります。
- ・現在の暮らしが将来のなごやの環境に与える影響を認識し、将来の環境問題についても自らのこととらえて行動できる市民をさらに増やしていく必要があります。
- ・事業規模などに関わりなく、多くの事業者が環境保全活動を実施するよう促す必要があります。
- ・広範囲で互いに関連している環境問題に対応するためには、市民、事業者、教育機関、行政がより一層協働して取り組み、持続可能な社会を構築していく必要があります。

●市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数の累計



出典：名古屋市作成

●「環境デーなごや」中央行事



エコ事業所認定制度：事業活動における環境に配慮した取り組みを自主的かつ積極的に実施している事業所を、名古屋市が「エコ事業所」として認定し、自主的な取り組みを支援するもの。

めざす姿

市民や事業者と行政等が協働して環境問題に取り組むことで、持続可能な社会となっている

施策の展開

1 環境に配慮した活動の促進

環境に関する情報の発信や環境イベントの開催により、環境問題への意識や知識を広く共有し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すとともに、事業者の環境に配慮した取り組みに関する支援や相談を充実させるなど、市民・事業者の環境保全活動を促進します。また、市民・事業者に率先して市自らも環境に配慮した事業活動を実施します。

さらに、環境に大きな影響をおよぼすおそれのある一定規模以上の事業の実施に際し、あらかじめ適正な環境配慮がなされるよう、環境影響評価制度の適切な運用をはかります。

2 環境教育・協働取組の促進

ESD*の理念をふまえ、持続可能な社会を構築するための人づくり、人の輪づくりを一層推進するため、子どもをはじめとした市民各層の環境教育・学習を幅広く促進するとともに、なごや環境大学の仕組みなどを活用して、市民、事業者、教育機関、行政が協働して取り組みます。

成果指標

| | 指標 | 現状値 | 目標値 30年度 | 目標値 40年度 |
|---|------------------------------------|------------------|-------------|-------------|
| 1 | 環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合 | 43.4% (25年度) | 55% | 60%以上 |
| 2 | エコ事業所認定数（累計） | 1,843件 (25年度) | 2,500件 | 4,000件 |
| 3 | 市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数の累計 | 322団体 (25年度) | 430団体 | 540団体 |

関連する個別計画

- ◆ 第3次環境基本計画
- ◆ 名古屋市役所環境行動計画2020

ESD：持続可能な開発のための教育。環境、貧困、人権、平和、開発といった、現代社会のさまざまな課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それにより持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動のこと。

施策を推進する事業

1 環境に配慮した活動の促進

| 事業名 | 事業概要 | 現況 (25時点の状況) | 計画目標 〔26～30の事業量等〕 | 所管局 |
|------------|---|------------------------------|--|-----|
| 環境デーなごや | よりよい環境づくりに向けて、市民・事業者・行政の協働のもと、市内各地域の特性に応じたさまざまな環境イベントを行う地域行事や、さまざまな主体が日頃の環境活動の成果を発信し、広めていくための中央行事（久屋大通公園）を実施 | 実施 | 実施 | 環境局 |
| エコ事業所認定制度 | 事業者の自主的な環境保全の取り組みを促進するため、環境に配慮した行動に積極的に取り組む事業所を「エコ事業所」、「優良エコ事業所」として認定するとともに優秀な取り組みを実践している事業所の表彰および優秀事例の紹介により、事業者の環境保全意欲の向上を促進 | 実施 エコ事業所認定数 累計1,843件 | 実施 エコ事業所認定数 累計2,500件 | 環境局 |
| 環境保全設備資金融資 | 中小企業者が公害防止対策、自動車対策、地球温暖化防止等のためのエネルギー対策など環境保全対策を実施するために必要な資金の融資および利子補助を実施 | 実施 | 実施 | 環境局 |
| 環境影響評価 | 道路や鉄道の建設など一定規模以上の事業の実施に際し、適正な環境配慮がなされることを確保するため、環境影響評価制度の適切な運用を実施 | 環境影響評価の手続の実施 環境影響評価審査会の開催 | 環境影響評価の手続の実施 環境影響評価審査会の開催 環境影響評価制度の調査研究・検討 | 環境局 |

2 環境教育・協働取組の促進

| 事業名 | 事業概要 | 現況 (25時点の状況) | 計画目標 〔26～30の事業量等〕 | 所管局 |
|-------------|--|--|--|-----|
| なごや環境大学の推進 | 「持続可能な地球社会」を支える「人づくり・人の輪づくり」をすすめ、行動する市民、協働する市民として、「共に育つ（共育）」ことを促進するため、市民・市民団体、事業者、教育機関、行政の協働により、共育講座や交流会などの開催、ガイドブックの発行、ネットワークづくりなどを実施 | 実施 なごや環境大学を支える団体数 累計322団体 | 実施 なごや環境大学を支える団体数 累計430団体 | 環境局 |
| 環境学習センターの運営 | 市民一人ひとりの環境に対する理解を深め、環境にやさしい行動へとつなげることを目的に、身近な環境から地球環境まで幅広く環境問題について考え、取り組むための環境学習の拠点として、環境学習センターにおいて環境学習プログラムを展開し、環境教育を体系的・総合的に推進 | 実施 | 実施 | 環境局 |
| 環境教育・学習の推進 | 持続可能な社会の担い手づくりを推進するため、次世代を担う子どもの各段階に応じた環境学習を支援するとともに、講習会や観察会など地域に密着した実践活動や普及啓発を推進するほか、環境教育・学習のあり方についての検討を実施 | 市内の幼稚園・保育園を「なごやエコキッズ」に認定 507園 市立の小・中・高・特別支援学校を「なごやエコスクール」に認定 全校 保健所において実践活動や普及啓発を実施 138回 環境教育・学習のあり方について検討 | 市内の幼稚園・保育園を「なごやエコキッズ」に認定 全園 市立の小・中・高・特別支援学校を「なごやエコスクール」に認定 全校 保健所において実践活動や普及啓発を推進 環境教育・学習に関する計画を策定・推進 | 環境局 |

施策30 低炭素社会づくりをすすめます

現状と課題

現状

- ・本市では、地球温暖化対策のため、平成32年までに温室効果ガス*排出量を基準年である平成2年から25%削減する目標を掲げています。
- ・平成23年度の温室効果ガス排出量は、基準年度と比べると12.7%減少していますが、東日本大震災の影響などにより、前年度と比べると増加しました。
- ・全国で平成24年7月1日から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まるなど、再生可能エネルギーに注目が集まっており、本市においても地球温暖化対策や分散型電源の確保として再生可能エネルギーの導入拡大につとめています。

課題

- ・地球温暖化対策や都市部におけるヒートアイランド対策として、再生可能エネルギーの積極的な導入をすすめるとともに、ライフスタイルやビジネススタイルを見直し、一層の省エネルギーをすすめる必要があります。
- ・建築物の超省エネルギー化をはかるとともに、地域におけるエネルギーの共同利用を促進し、よりエネルギー消費の少ない社会の実現が必要です。
- ・自動車に過度に依存しないまちづくりをすすめ、自動車利用にともなう二酸化炭素排出量の削減をはかることが重要です。

●名古屋の平均気温の推移



出典：気象庁統計より名古屋市作成

●温室効果ガス排出量



出典：名古屋市作成

温室効果ガス：二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)、パーフルオロカーボン類 (PFC)、六ふっ化硫黄 (SF₆) の6種類

めざす姿

低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルが普及したまちで、市民と事業者が快適に暮らし活動している

施策の展開

1 再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進

低炭素都市の実現へ向け、太陽光・太陽熱をはじめとする再生可能エネルギーの導入を積極的に支援するとともに、市の施設へも率先的に導入します。
また、エコライフの啓発や省エネルギーについての相談業務を行うなど、低炭素なライフスタイルとビジネススタイルへの転換を促進します。

2 低炭素なまちづくりの推進

再開発事業などのまちづくりにあわせ、自然環境との調和を保つ先進的な低炭素技術の率先導入などによる低炭素モデル地区の形成をはかるとともに、地域冷暖房*など地域におけるエネルギーの共同利用を促進します。
さらに、低炭素化をはじめ総合的な環境性能にすぐれた建築物の新築等を促進するなど、低炭素で快適なまちづくりをすすめていきます。

成果指標

| | 指標 | 現状値 | 目標値 30年度 | 目標値 40年度 |
|---|------------------------------|--------------------|--------------------|-----------------|
| 1 | 温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算値) | 1,518万トン (23年度) | 1,389万トン (28年度) | 1,310万トン 以下 |
| 2 | 再生可能エネルギー (太陽光・風力) による発電設備容量 | 99,200kW (25年度) | 310,750kW | 370,000kW 以上 |
| 3 | 日々の省エネに常に取り組む世帯の割合 | 47.2% (25年度) | 80% | 90%以上 |

関連する個別計画

- ◆ 第3次環境基本計画
- ◆ 低炭素都市2050なごや戦略
- ◆ 低炭素都市なごや戦略実行計画

地域冷暖房：駅やビル、商業施設、マンションなどの地域内の建物に対し、まとめて冷暖房や給湯を行うシステム。従来の住まいやオフィス個別の冷暖房・給湯に比べ、省エネルギーであり経済性や環境性にすぐれている。

施策を推進する事業

1 再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進

| 事業名 | 事業概要 | 現況 (25時点の状況) | 計画目標 〔26～30の事業量等〕 | 所管局 |
|-------------------|---|--|----------------------------|-----|
| 住宅への創エネルギー機器の導入促進 | 再生可能エネルギーの導入拡大および省エネルギー推進のため、住宅用創エネルギー機器（太陽光発電設備、太陽熱利用設備および燃料電池システム）の設置補助および導入促進策を実施 | 設置補助の実施 太陽光発電設備 2,800件 11,200kW 太陽熱利用設備 60件 260㎡ 燃料電池システム 200件 (平成25年度募集件数) | 設置補助の実施 | 環境局 |
| | | 太陽光フェア・太陽熱フェアなどの開催 | 導入促進策の実施 | |
| | | | さらなる導入促進策の検討 | |
| 市施設への太陽光発電設備の導入 | すべての市施設の新・改築時において太陽光発電設備の設置を検討するとともに、既存施設においてはリース方式や屋根貸し方式などを活用し、太陽光発電設備を積極的に導入 | 導入 リース方式 2施設 925kW 屋根貸し方式 8件 378kW | 屋根貸し方式による太陽光発電設備の導入を全市的に拡大 | 環境局 |
| エコライフの実践に向けた啓発 | 市民一人ひとりのエコライフの実践により温室効果ガスの排出を削減するため、エコライフ啓発ツールやEXPOエコマネー事業等の活用を通じて、環境にやさしいライフスタイルの実践の浸透・定着を促進 | 実施 | 実施 | 環境局 |

| | | | | |
|-----------------|--|----------------------------|----------------------------|-----|
| 省エネルギー訪問相談 | 事業者の事業活動における省エネルギー対策を促進するため、店舗やオフィスビルなどの事業所を定期的に訪問し、事業形態や資力に応じた省エネに関するアドバイスや最新の情報提供などを実施 | 実施 省エネ訪問相談 年間約2,000件 | 実施 省エネ訪問相談 年間約2,000件 | 環境局 |
| 地球温暖化対策計画書制度の運用 | 一定規模以上のエネルギーを使用する企業に地球温暖化対策計画書の作成等を義務付け、企業の省エネ対策を促進するとともに、企業への巡回訪問を行い温暖化対策の指導や助言を実施 | 実施 届出 405件 巡回訪問 57件 | 実施 情報提供の充実による省エネ対策の促進 | 環境局 |

2 低炭素なまちづくりの推進

| 事業名 | 事業概要 | 現況 (25時点の状況) | 計画目標 〔26～30の事業量等〕 | 所管局 |
|-------------|--|-----------------------------|----------------------|-------|
| 低炭素モデル地区の検討 | 駅そば生活など低炭素な生活の実現をめざし、再開発事業などのまちづくりにあわせ、自然環境との調和を保つ先進的な低炭素技術を率先して導入する地区を指定するとともに、市民・事業者の理解を深めるため、成果の見える化を実施 | 公募の実施 | 低炭素モデル地区の指定 2地区程度 | 環境局 |
| 地域冷暖房の促進 | 大規模な建築計画について建築計画の届出を義務付けるなど地域冷暖房施設の整備を促進 | 整備促進 供給中 12地区 整備中 1地区 | 整備促進 供給中 13地区 | 住宅都市局 |
| 建築物環境計画書の届出 | 建築物の環境性能向上に向け、建築主の自主的な取り組みを促進するため、一定の規模を超える建築物の環境性能をランク付けし、総合的に評価する制度(CASBEE名古屋)を実施 | 受理・公表 累計1,758件 | 受理・公表 累計2,500件 | 住宅都市局 |
| 低炭素建築物の認定 | 都市の低炭素化の促進をはかるため、低炭素化に資する措置を講じた建築物を認定する制度を実施 | 審査・認定 累計231件 | 審査・認定 累計1,200件 | 住宅都市局 |

施策31 3Rを通じた循環型社会づくりをすすめます

めざす姿

廃棄物などの発生抑制がすすみ、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が最小限に抑えられている

現状と課題

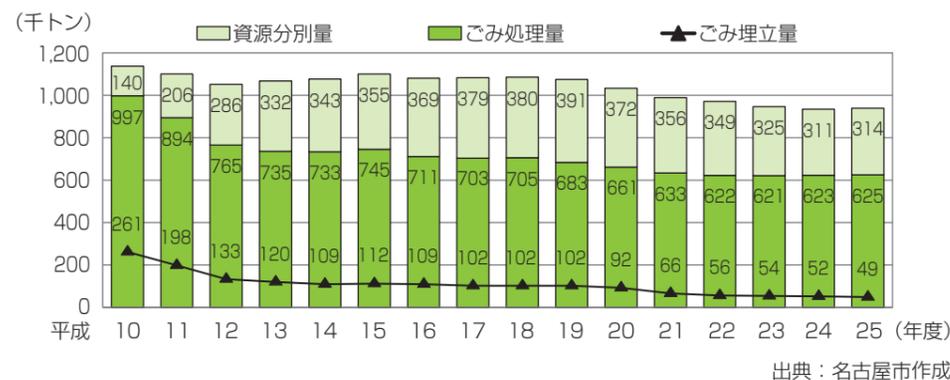
現状

- ・平成11年2月の「ごみ非常事態宣言」以降、徹底した分別・リサイクルに取り組んだ結果、宣言時と比べ平成25年度のごみの埋立量は約8割減の約5万トン、ごみの処理量は約4割減の約63万トンとなっています。
- ・「発生抑制」の第一歩として、消費者・事業者との協働により、レジ袋有料化を実施しており、参加店舗数は1,219店（平成26年3月末）、レジ袋辞退率は約9割を維持しています。
- ・「リサイクル」については、市収集の容器包装に加え、平成25年度から小型家電の資源化を拠点回収によりすすめています。また、集団回収など市民の自主的な活動で古紙類等が回収されており、平成25年度で約10万トンとなっています。
- ・事業用大規模建築物および多量排出事業者にごみ減量・リサイクルをはたらきかけるため、立入指導を行っており、平成25年度は2,042件の立入指導を実施しています。
- ・埋立量を削減するために、焼却灰の一部を熔融し、スラグ化することにより、土木資材として活用するなど資源化をはかっています。

課題

- ・「ごみも資源も、元から減らす（発生抑制）」の視点で取り組みをすすめ、ごみ処理や資源化にかかるコスト、環境負荷を減らすことが重要です。
- ・「ごみも資源も、分けて生かす（分別徹底）」の視点から、ごみとして処理されてしまわないよう分別を徹底し、資源を循環させることが重要です。
- ・本市の焼却工場の老朽化に対応するとともに、災害リスクなどの観点から地域バランスを考慮し、規模の平準化をはかりながら工場の計画的な整備をすすめることが必要です。
- ・長期的・安定的に埋立処分を行っていくためには、現有処分場の長寿命化と埋立処分場の確保が必要です。

●資源分別量、ごみ処理量およびごみ埋立量の推移



施策の展開

1 3R*の推進

循環型社会をめざすために、レジ袋をはじめとする容器包装の削減を推進するとともに、新たな資源品目である「小型家電」とあわせて分別・リサイクルの徹底をはかるなど、3Rの取り組みをすすめます。

また、事業用大規模建築物および多量排出事業者に対して立入指導を実施し、事業系ごみの減量、リサイクルをすすめます。

2 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

3Rの推進によるごみ処理量の削減をすすめるとともに、新たな焼却工場の建設や設備更新を行い、安定的な焼却処理体制を確保しつつ、焼却灰の資源化をはかることにより、埋立量の削減をめざします。あわせて、焼却の際に発生する排ガスなどの高度処理を行うとともに、熱エネルギーの有効活用を継続して行います。

また、計画的に現有処分場の長寿命化をはかるとともに、新規処分場を整備・運営していきます。

成果指標

| | 指標 | 現状値 | 目標値 30年度 | 目標値 40年度 |
|---|-------------------------------|-----------------|-------------|-------------|
| 1 | ごみ・資源の総排出量 | 94万トン (25年度) | 93万トン | 91万トン 以下 |
| 2 | ごみの処理量 | 63万トン (25年度) | 59万トン | 54万トン 以下 |
| 3 | ごみの埋立量 | 5万トン (25年度) | 4万トン | 2万トン 以下 |
| 4 | 日常生活でごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合 | 82.3% (25年度) | 85% | 90%以上 |

関連する個別計画

- ◆ 第3次環境基本計画
- ◆ 第4次一般廃棄物処理基本計画

3R：「Reduce=リデュース（発生抑制：ごみとなる物を買わない・もらわない）」「Reuse=リユース（再利用：物を大切にしながら繰り返し使う）」「Recycle=リサイクル（再生利用：ごみを資源として再利用する）」の3つの頭文字「R」からつくられた言葉。ごみ減量のための3つのステップを表す。

施策を推進する事業

1 3Rの推進

| 事業名 | 事業概要 | 現況 (25時点の状況) | 計画目標 [26~30の事業量等] | 所管局 |
|-----------------|--|-----------------------|----------------------|-----|
| リデュース・リユースの推進 | 市民・事業者との協働によりレジ袋の削減運動やマイボトル・マイカップ運動などを展開し容器包装の削減をすすめるとともに、粗大ごみの修理・展示・販売などを行うことにより、リデュース・リユースの取り組みを推進 | 容器包装の削減運動などの2Rの推進 | 容器包装の削減運動などの2Rの拡充 | 環境局 |
| 分別・リサイクルの推進 | 容器包装の分別収集・選別や、集団資源回収等の市民の自主的な資源化活動を支援するとともに、新たに小型家電を回収し、有用金属をリサイクルすることでごみの減量・リサイクルを推進 | 実施 | 実施 | 環境局 |
| 事業系ごみの減量・資源化の推進 | 事業系ごみの減量・資源化をすすめるため、事業用大規模建築物および多量排出事業者により事業系廃棄物減量計画書の提出などを義務づけるほか、立入指導を実施し、古紙類や生ごみなどの資源化を誘導 | 実施 立入指導 約2,000件 | 実施 | 環境局 |

2 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

| 事業名 | 事業概要 | 現況 (25時点の状況) | 計画目標 [26~30の事業量等] | 所管局 |
|----------------|---|--|--|-----|
| 焼却・破碎工場の安定的な運営 | 可燃ごみを南陽工場をはじめ4工場で、不燃ごみを大江破碎工場で処理するとともに、焼却溶融による減量・減容化やスラグの有効利用による資源化、熱エネルギーを有効活用 | 焼却・破碎工場の運営 ごみ発電の実施 金属回収の実施 スラグ・メタルの生成 | 焼却・破碎工場の運営 ごみ発電の実施 金属回収の実施 スラグ・メタルの生成 | 環境局 |

| | | | | |
|-------------------|--|--------------------------------|---|-----|
| 焼却工場の建設、設備更新 | 災害リスクや地域バランスなどの観点から工場規模の平準化をすすめる中で、老朽化がすすんでいる南陽工場の代替施設として、北名古屋工場(仮称)の建設および富田工場の設備更新を実施 | 北名古屋工場(仮称) 環境影響評価 都市計画決定 | 北名古屋工場(仮称) 建設工事着手 | 環境局 |
| 焼却・破碎工場の計画的な整備の推進 | 将来にわたり安定したごみの焼却・破碎体制を維持するため、北名古屋工場(仮称)および富田工場の稼働以降の焼却・破碎工場の整備について、災害リスクや長寿命化を考慮して検討 | 富田工場 環境影響評価 基本設計 | 富田工場 環境影響評価 設備更新工事着手 | 環境局 |
| 愛岐処分場の長期利用に向けた整備 | 埋立開始から30年以上が経過した愛岐処分場の長期利用に向け、長期管理計画に基づき、浸出水処理施設などの維持管理や整備を実施 | 施設整備の検討 | 施設整備の方針を作成 方針に基づく施設整備の実施 | 環境局 |
| 第二処分場の整備・運営 | 安定的な埋立処分体制を維持するため、第二処分場を整備し、供用開始後は焼却灰等を適正に埋立てるとともに、浸出水処理施設などの施設管理を実施 | 浸出水処理施設の整備 | 浸出水処理施設の整備 護岸、橋りょう、管理道路などの修繕工事の実施 | 環境局 |
| | | 護岸工事の実施 浸出水処理施設設置工事の実施 | 護岸工事完了 浸出水処理施設設置工事の実施 供用の開始 | 環境局 |